

知的財産戦略について

(案)

平成 14 年 12 月 25 日

総合科学技術会議

目 次

はじめに	2
1. 大学等における知的財産管理体制の充実	3
(1)機関帰属の原則に基づく内部規定の整備	3
①特許法の規定と機関帰属の原則	4
②内部規定の適用の範囲	5
③機関帰属の原則	5
④権利の活用の努力	7
⑤遡及適用の不実施の原則	7
⑥国際的配慮	7
⑦紛争解決の手続	7
(2)知的財産管理部門の整備	8
①適正な評価・選別の能力	8
②手続の窓口の明確化	9
③迅速なサービスの提供	9
④情報の公開と活動の自己評価	10
⑤営業秘密の管理	10
(3)必要十分な予算の確保と大学等の責務	12
2. 先端技術分野における知的財産法制の整備	14
(1)先端医療技術の特許化	14
(2)情報通信分野における標準と特許	15
3. 知的財産専門家人材の養成等基盤整備	17
(1)専門職大学院等	17
(2)迅速・的確な審査のための体制整備	18
おわりに	19
知的財産戦略専門調査会名簿	20
(別添)	21

はじめに

総合科学技術会議は、本年 6 月 19 日、知的財産戦略専門調査会における検討結果に基づいて、「知的財産戦略について－中間まとめ」を意見として取りまとめた。知的財産戦略会議は、7 月 3 日に「知的財産戦略大綱」を定めたところであるが、本大綱の策定にあたっては、「中間まとめ」の意見も考慮された。

その後、各省庁は「中間まとめ」及び「知的財産戦略大綱」に沿った施策を実施するための予算措置や法改正等の検討に着手した。11 月 27 日には知的財産基本法が成立し、現在、施行に向けた準備が進んでいる。また、大学等においては知的財産管理体制の強化に向けた取り組みが本格的に進められているところである。

事業者等も「中間まとめ」等を具体化するための検討作業を始めた。財団法人バイオインダストリー協会と日本製薬工業協会は合同して「中間まとめに対する提言」をまとめ、日本弁理士会は専門家人材の育成に関する独自の構想を提言した。

総合科学技術会議は、こうした各省庁及び大学並びに事業者等の積極的な取り組みを評価するとともに、「知的財産戦略大綱」の着実な実施を促進することを目的として、本年 9 月 24 日、知的財産戦略専門調査会を再開し、計 4 回にわたり、「中間まとめ」の重点的な課題について、集中的な検討を行ってきた。

その検討の結果を踏まえて、総合科学技術会議は、「大学等における知的財産管理体制の充実」、「先端技術分野における知的財産法制の整備」、「人材育成等基盤整備」の 3 点について、次のとおり、提言する。

1. 大学等における知的財産管理体制の充実

(1)機関帰属の原則に基づく内部規定の整備

大学・公的研究機関(以下、「大学等」という。)で創出される知的財産の社会的活用を図るためには、産業界から見た大学等の窓口と手続等を一本化し、かつ透明にすることが必要である。

この目的のために、科学技術基本計画(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定)は、国立大学等の法人化を一つの契機として、「個人帰属による活用促進から研究機関管理を原則とする活用促進への転換を進める」ことを定め、総合科学技術会議は「中間まとめ」で、「大学・公的研究機関において生まれた発明については、TLO を活用すること等も含めて、原則、機関帰属(国立大学については法人化にあわせて実施)とする」ことを提言した。

大学等、特に国立大学においては¹、法人化に向けた準備作業の中で、研究者・教員・職員等(以下、「研究者等」という。)の職務上の研究成果に関する知的財産権は、発明者に相当の対価を支払うことを前提として、大学等がこれを承継すること(機関帰属)を原則とする方向で、知的財産に関する内部規定若しくは契約(以下、「内部規定」という。)を自主的に見直し、又は新たに整備することが求められる。

内部規定の具体的内容は、大学等の特性と主体性に委ねられるべきことであって、政府がこれを一律に定め、義務付けることは望ましくない。しかし、個人帰属から機関帰属へのパラダイム・シフトを円滑に進め、科学技術の振興と研究成果の社会的還元を効果的に進めるという政策上の観点から、内部規定の大枠又は策定上の留意点等を参考として示すことは必要かつ適切なことであると考えられる。

¹ 国立大学では、現時点では、昭和 53 年の旧文部省の通知(原則、個人帰属、例外的に国に帰属)に基づく規定が整備されている。機関帰属を原則とする新しい規定のあり方については、科学技術・学術審議会の作業部会において検討が進んでいる。私立大学では、大学等を使用者、研究者を従業者等として位置付けた上で、特許法 35 条上の「職務発明」の取扱規定を定めている。もっとも、必ずしもすべての私立大学が学内規定を整備しているわけではない(平成 11 年 9 月の文部科学省の委嘱調査で 125 校中 98 校が規定を未整備)。

総合科学技術会議として、内部規定の大枠又は留意点として提示されるべきであると考える事項は、以下のとおりである。

①特許法の規定と機関帰属の原則

特許法は、特許を受ける権利は原始的に発明者にあること(第29条)、そして、その権利は移転できること(第33条)を定めている。特許法はまた、「職務発明」を「使用者の業務範囲に属し、かつ従業者の現在又は過去の職務に属する発明」(第35条第1項)と定義した上で、従業者の権利を保護する観点から、職務発明である場合を除いて、あらかじめ使用者に特許を受ける権利等を承継させることを定めた契約等は無効であること(同条第2項)を定めている。

つまり、第1に、「職務発明」とは、使用者の業務範囲と従業者の職務に基づいて両者の具体的な関係を勘案して決められるべきものであって、当事者間の契約で随意に定義することはできないものである。第2に、職務発明にあたらぬ発明(自由発明)の権利を機関に帰属せしめることをあらかじめ定めた契約等はその限りにおいて無効である。

そこで、問題は、上記2点を考慮しつつ、機関帰属の対象である「大学等の研究者等の職務発明」をどう定義するかである。これまでは、特に国公立大学の場合、使用者の「業務範囲」とはいったい何か、あるいは、教官の「職務」には発明行為まで含まれるかといった点について、関係者の理解が一致しておらず、この定義の問題は曖昧なままに残されてきた²が、機関帰属を原則とする内部規定を特許法に整合した形で整備するには、この定義の問題を避けて通ることはできない。

この問題に対処する一つのアプローチは、すでに多くの私立大学で採用されているように、研究者等の「職務」とは何かということは一般的解釈に委ねることにして、内部規定の中では、「『職務発明』とは、大学の研究者等が職務として行った研究より生じた発明をいう」と、簡潔に

² 昭和52年6月17日学術審議会答申は、「国公立大学の場合、使用者の業務範囲が判然としない」「発明行為を教員の当然の職務と解することは問題」「民間企業や国立研究機関の場合のように指揮命令により職務の内容が決まるわけではない」等の特異性を指摘している。

定義することである。あるいは、「研究者等が大学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究より生じた発明」と換言しておくのが適切であろう。

このアプローチでも、個別具体的事例について、発明者が「職務発明ではない」と異議を申し立てる可能性は排除できないが、この点については、発明者に「届け出義務」と「優先協議義務」を課した上で、「発明完成後に大学等と協議して発明者の自由意思で権利の譲渡を行うことができる」旨を定めておけば、法的に問題はないというのが一般的解釈である³。

②内部規定の適用の範囲

第1に、内部規定で扱う知的財産の範囲については、発明、実用新案、意匠、植物品種、著作物（特に、プログラム、データベース）、集積回路配置、ノウハウなど他の知的財産（無体物）のみならず、有体物⁴（いわゆるマテリアル）まで対象とするのが適切である。

第2に、対象となる人的範囲についても、研究者、教員、職員だけでなく、学生、外来者等も含めて、広く定めておくのが適切である。学生、外来者など大学等と直接の雇用関係のない者の知的財産権の扱いについては、在学契約など別途の契約に従うこととなる。

③機関帰属の原則

研究成果としての発明について特許を受ける権利は原始的に研究者等本人に帰属するが、そのうち、職務発明など職務上の研究成果として生じた発明については、研究成果の利用促進の観点から、内部規定の定めるところにより、その権利を機関が承継することとするのが適切である。

³ 職務発明以外の発明について届出義務や優先協議義務を課していても、最終的な処分が従業者であれば、あえて違法というほどのことではないとされている。中山信弘『工業所有権法（上）特許法』（弘文堂）第69頁参照。

⁴ 有体物には、微生物、実験動物、植物品種等の生物資源、化合物や材料のサンプル、岩石資料、図面（設計図、地形図等）などがある。文部科学省「研究成果の取扱いに関する検討会報告書」（平成14年5月17日）参照。

なお、職務発明に関する権利の承継に関し、当該権利の利用により大学等(使用者)が受けるべき利益の一部を相当の対価として、大学等(使用者)から研究者等(従業者)が受取るとは法律の定め(従業者の権利)であることに注意を要する⁵。

有体物に関する権利⁶についても同様に「機関帰属」の原則で扱うのが適切である。すなわち、有体物については、それが新規の発明である場合、研究者等には発明者として特許を受ける権利があるが、その権利の有無とは独立に、有体物それ自体について所有者として民法上の権利(所有権等)を有することがある。後者の権利も機関に帰属することとして扱うのが、その活用上、適切である⁷。

なお、大学等が研究者等の知的財産権及び有体物に関する民法上の権利(以下、単に、知的財産権という。)を承継しない場合⁸、機関帰属の原則を適用しない。また、共同研究・受託研究の成果に係る知的財産権の帰属先機関については、当該研究に関する契約の定めるところに従う⁹こととなる。

⁵ もっとも、職務発明について規定している特許法 35 条については、「相当の対価」の算定の困難性の問題を含めて様々な問題に関する検討が現在、行われているところである。大学における「相当の対価」の算定にあたっては、こうした議論の背景や動向等を考慮に入れるべきである。

⁶ 有体物に関する権利としては、具体的には、モノとしての有体物を学外へ移転し、又は学外者の利用に供することを管理し、その条件又は成果の取扱い等について定める権限などがある。

⁷ 管理は組織が行うにしても、実際の保管は現場の研究者等が行うのが現実的である。

⁸ ①出願費用の制約のために承継しない場合、②特許性がないと判断した場合、③合理的な理由に基づいて、共同研究契約の定めにより相手先に権利が行くことを認めている場合などが考えられる。大学等がノウハウとして秘密にしておくという決定を下した場合は、「承継しない場合」にあたらぬ。

⁹ 内部規定のあり方と研究契約のあり方とは本来、別の問題であるが、第1に、政府資金に基づく委託研究等の場合、研究契約の締結の際、知的財産権は機関に帰属することを明記するように努めるべきである。第2に、民間企業との共同研究・受託研究の場合、発明の事業化等は企業の責任により担われるものであることから、研究契約締結の際に、権利の帰属先のみならず、出願の適否、出願国の選定等についても、できる限り、企業の意見が尊重されるべきであるとする企業側の意見に大学側は考慮を払うことが望まれる。他方で、企業による特許の不実施、特許の公共的活用等を考慮して、大学側が権利の一部を保有することによっておくことの必要性について企業側も適切な配慮を行うべきであろう。

④権利の活用の努力

大学等が発明者から承継し、機関帰属の権利として維持管理している知的財産権について、大学等は発明者の意向を参考にしつつ、機関帰属の知的財産権の活用に自主的かつ積極的に努めるべきである。ライセンス契約先又は交渉先が中小・ベンチャーである場合、事情に詳しい当事者である発明者の積極的な協力が特に求められる。

また、発明者が機関帰属の権利を活用して自ら事業を起こす又は第三者の事業へ出資すること(権利の「現物出資」)等を目的に、当該権利の移転又は実施許諾を求める場合、他に特段の事情がない限り、大学等は契約に基づいて(例えば、過去の経費の清算や将来の利益の還元などを条件として)、発明者の協力を得ながら、最も効果的な技術移転となるよう組織が主体的に対応するべきである。

⑤遡及適用の不実施の原則

機関帰属の原則の適用開始前に研究者等が個人帰属の権利としてすでに特許等を出願し又は取得している場合、機関帰属の原則は強制的に遡及的に適用することはしないのが適切である。ただし、権利者が当該権利を機関に譲渡とすることに同意した場合は、この限りではない。

⑥国際的配慮

わが国の大学等の研究者が海外の研究機関等における知的財産管理規定に不慣れである等のために、不測のトラブルを起こした事例は少なくない。他方で、海外からわが国への留学生、研究生等も増加することが予想される。研究人材の国際交流を円滑に進める観点から、機関帰属の原則を前提として、内部規定はできる限り、欧米諸国等と調和のとれたものに近づけることが望ましい。

⑦紛争解決の手続

今後、権利の帰属や相当の対価の支払に関する大学等と研究者等との間の紛争が増加する可能性がある。内部規定には適切な紛争解決手段(例えば、発明委員会の設置等)について言及しておくのが望ましい。

(2) 知的財産管理部門の整備

大学等で創出される研究成果を知的財産として迅速かつ効果的に権利化し、活用していくためには、また、大学等が産業界と連携して共同して研究を進めていくためには、各大学等に知的財産の管理を行うための体制を整備又は強化することが不可欠である。

「中間まとめ」はそうした問題意識から、「大学等は研究者等の知的財産活動を支援するために、知的財産管理機能を有する組織体制を整備する必要がある」ことを指摘し、「政府はそうした大学等の知的財産管理機能の整備を支援する」べきであると提言した。

すでに大学においては、学内の TLO を改組し又は外部の TLO との連携を強化することにより、若しくは学内に新たな組織を設置することにより、学内機構としての知的財産管理部門を整備する検討を本格的に開始している。また、政府においても「知的財産戦略大綱」に沿い、大学における知的財産管理部門（「知的財産本部」）の整備を支援する事業の実施に向けた検討が行なわれているところである。

知的財産管理部門の具体的な機能・構成については、前述の内部規定の場合と同様に、各大学等の自主性と多様性が尊重されるべきであるが、機関帰属の原則の趣旨を真に実現するためには、知的財産管理部門が具備しておくべき要件がいくつかある。そのような要件をあげれば、以下のとおりである。

① 適正な評価・選別の能力

知的財産管理部門における重要な任務の一つは、特許出願前の発明の評価と選別である。第1に、学術論文の評価と異なり、研究成果を特許性と市場性（事業性・採算性等）の側面から評価することが必要である。第2に、経費は有限であるので、出願段階でライセンサーに目処をつけておくことも経済的に重要である。海外出願については、出願費用がかさむので、特に第2の点を考慮する必要がある。

こうした理由から、評価・選別には市場のニーズに詳しい実務家やライセンス交渉を担当する実務家の参加が不可欠である。大学等におい

ては、人材確保についても産業界との連携を深め、評価・選別体制の整備計画を早期に立ち上げ、確実に実行することが求められる。

すでに外部の TLO を活用してきた大学等にとっては、これまでに蓄積した知識や経験を有する外部の TLO との連携を強化し、その支援を得るのも合理的な選択肢の一つであろう。

② 手続の窓口の明確化

知的財産管理部門は、内部の単独の組織として整備される場合でも又は外部 TLO との連携のもとに整備される場合でも、知的財産の保護・活用のすべての段階において、研究者等に対して、できる限り単一の部門によるサービスを提供することが望ましい。大学等の事情等により、手続の部門が分かれている場合でも、少なくとも、手続の窓口は明確にしておくべきである。産業界等外部の利用者に対しても、大学等は窓口の明確化が求められる。

特に、外部 TLO を活用する大学にあっては、学内の知的財産管理部門と TLO との関係（JST との関係も含めて）をわかりやすくすることが求められる。

③ 迅速なサービスの提供

知的財産管理部門は、スピード感にあふれた手続を遂行することが期待されている。特に、発明の届け出から出願の決定までの手続は迅速性が重要である¹⁰。大学等は出願まで手続も含めて各手続の標準処理期間を努力目標として定め、研究者等及び産業界等に対してこれを周知し、もって知的財産管理部門の活用の活性化を図ることが望まれる。

なお、出願の審査請求後に、特許庁に早期の審査着手を求める場合、早期審査の手続を利用することができる¹¹。

¹⁰ 発明者による学会発表等で自己の特許出願の新規性・進歩性が失われないようにするには、6ヶ月以内の出願が必要である（グレース・ペリオド）。6ヶ月以内の出願でも、その間に他人の同一の論文発表等が行なわれると、特許を受けることができなくなるので、特許出願は、原則として、学会発表等の前に行うべきである。

¹¹ 現在、審査請求から査定までの平均処理期間は、審査着手までの待ち時間のために、平均で2年以上を要するが、早期審査の申し出を行うと、速やかに着手し、1年以内（実態として6ヶ月程

④情報の公開と活動の自己評価

機関帰属の知的財産権の社会的活用を促進し、またアクセスの公平性を担保するために、大学等(知的財産管理部門)は個々の知的財産権情報(出願公開後の特許出願に関し、発明の概要、応用分野など)の外部公開を積極的かつ効果的に行うことが適切である。

また、出願費用等(特に、補助金等公的資金を原資とする場合)の使用の適正化を図り、社会的公正性を担保しておくために、知的財産管理部門全体としての活動の自己評価及び収支報告を定期的に行うとともに、発明者ごとの出願状況についても調査し、原則外部に開示することが妥当である。

⑤営業秘密の管理

知的財産のうち営業秘密に関しては、企業側からは、大学等との共同研究から生じた営業秘密が当該大学等から流出することにより、秘密としての価値が失われてしまうことを懸念して、大学等との共同研究を躊躇することが指摘されている。このため、大学等が産学連携を実施する場合や営業秘密を競争力の源泉として積極的に活用する場合にあっては、大学等が営業秘密の適切な管理に努めることが極めて重要である。

「中間まとめ」はこうした問題意識から、「営業秘密の保護について、内部規程を定め、契約の徹底や意識改革を図る」べきであると提言した。経済活動における営業秘密の重要性が一層高まる中で、この提言内容を速やかに実現していくことが必要である。

以上の5点は、知的財産管理部門の整備に関する大学等の留意点である。これに関連して政府に対する提言をあげるとすれば、以下のとおりである。

度)に特許庁からアクション(特許査定又は拒絶理由)が来ることになっている。早期審査の申し出を行うことができるのは、(1)中小・個人・大学等・TLO 名義の出願、(2)実施又は実施予定の出願、(3)外国から出された出願、(4)外国への出願の基礎となった出願がある。年間 3,000 件程度の利用がある。

- 大学等における発明は企業における発明と異なり、その事業化の実現までに中長期の期間を要する基礎的なものが多い。政府は大学知的財産活動の評価にあたり、この特殊性を考慮に入れるべきである。
- 国立大学で生まれた発明について、国が承継するものとして、法人化前に出願し、権利が未成立のもの（出願中のもの）及びすでに特許が成立しているものは、当該国立大学が法人化後に国から承継することが望ましい。
- 文部科学省及び経済産業省においては、知的財産本部整備支援事業及び TLO 補助事業を実施し又は実施の予定である。両省はその施策の展開にあたり、相互の連携を強化するとともに、大学等及び研究者等から見た政策の関連の明確化・簡明化を更に高めるべきである¹²。また、大学等と外部 TLO との連携を促進する観点から、大学等から TLO 等への出資が可能となるような制度について検討するべきである。
- 知的財産管理体制を整備した大学等が他の大学等（特に、地方又は小規模の大学等）との契約に基づいて当該他の大学等の研究者等に対する支援を行うことが予想される。政府においては、今後の知的財産本部整備支援事業の展開と評価にあたり、複数大学間の連携の必要性和効果についても考慮に入れるべきである。
- 技術シーズを求める利用者が各大学等のデータベースをすべて渉猟する負担を軽減し、ニーズとシーズの適切な出会いを実現する環境を整えることを目的として、技術シーズを求める利用者に各大学等の知的財産情報を一元的に提供するデータベース又は機関の構築について検討するべきである。

¹² 特に TLO 補助事業を受けている外部の承認 TLO が学内組織に改組して、知的財産本部整備事業の財政支援を受ける場合、重複がないよう整理する必要がある。

○不正競争防止法の改正により、民事・刑事両面にわたる営業秘密の保護強化を遅滞なく実現することが必要である。その際、大学等の研究者の自由についても配慮することが望まれる。また、「知的財産戦略大綱」に基づき、企業については、営業秘密の管理に関する参考となるべき指針が本年度中に策定される予定であるが、この指針や諸外国の動向を踏まえ、大学等についても、研究者の自由についても配慮しつつ、指針の策定を検討すべきである。

(3) 必要十分な予算の確保と大学等の責務

現在、国立大学で生まれる発明のうち、国が承継することとなったものについて、特許出願を行うための経費として年間約 3 億円が計上されている¹³。しかし、国立大学で生まれる発明の大半(85%)は個人帰属として扱われている¹⁴。個人帰属の出願は多くの場合、特許を受ける権利を企業又は TLO 等に承継する(発明者欄には研究者氏名を記載)ことを条件に出願経費は企業又は TLO 等が負担しているのが実態である。

これらの出願が機関帰属の権利として出願されるようになると、国立大学としては相当の経費が必要である。今後、研究者等の知的財産への関心が向上し、また学内支援体制の整備が進むことにより、出願件数が増加し、それに比例して出願経費・技術移転経費等も増加することが予想される。

総合科学技術会議は、大学等における機関帰属の原則の適用にとまない、出願経費等が増加することを予想し、「政府は、特許出願の明細書作成費用・弁理士費用、更に翻訳費用を含む海外出願・国際出願(PCT出願)の費用、特許維持費用等を大学等・公的研究機関・TLO が手当てできるよう、必要十分な予算を確保する」べきであると提言した。

¹³ 平成 14 年度予算で、国内出願経費 1.3 億円、外国出願経費 1.8 億円、合計 3.1 億円である。

¹⁴ 平成 13 年度の実績(文部科学省調査)で、発明委員会で審議された件数の総計は、3,040 件で、そのうち、発明者に帰属したものが 2,626 件(86.4%)であった。

大学等が使うことのできる出願経費等は、大別すると、特定の研究費に内数化される間接経費(プロジェクト経費)と、大学等組織に割り当てられる経費(機関経費)の2つに分けることができる。

第1に、プロジェクト経費に関し、大学等がプロジェクトの研究開発の成果を権利化するのに必要な経費は、当該プロジェクト資金の間接費用の中から弾力的に支出することができることを政府は明確にしておくべきである。

第2に、機関経費に関し、今後、機関帰属の原則の適用が政策の基本的方向であることを考えに入れて、出願費用等は原則として機関経費から支出することを検討するべきである。

いずれのタイプの経費を利用する場合であっても、発明者の「出願圧力」により出願等経費が急増する可能性がある。大学等は経費の効率的で適正な利用のために、前述したように、知的財産管理体制を強化し、出願の適正な評価・選別や情報の公開等を行うことが求められる。

その他に、経費の効率的かつ適正な利用のために大学等に求められる責務をあげるとすれば、「事前の特許調査」の徹底である。大学等の知財管理部門は、発明者の主体的協力と調査専門スタッフ等の支援を得つつ、発明に関する国内外の先行技術文献を調査し、特許の新規性・進歩性について事前の検討を行うべきである。また、「特許の事前調査」は、社会ニーズに応じた創造的な研究の実施及び先行する他者の研究との重複排除の観点からも重要である。

2. 先端技術分野における知的財産法制の整備

(1) 先端医療技術の特許化

高齢化社会を迎える中、再生医療等の先端医療分野において、基礎から臨床への橋渡しに関する研究(トランスレーショナル・リサーチ)を推進し、その事業化を促進することが重要である。そのためには、大学等の研究機関の研究体制を強化し、事業化に関する政府の認可手続等を整備、改善又は迅速化することが急務である。同時に、特許保護の明確化が必要である。

すべての医師や患者が人工皮膚シート等の先端医療製品を合理的コストで手に入れることができるためには、その製品の製造を行う事業者の存在が不可欠である。事業者、特に医療ベンチャーは、先行者利益を確保し、投資リスクを軽減するために、特許を求める。特許は、事業者のためであると同時に、医師や患者のためである。学術の振興、知識の普及等にも特許は重要な役割を果たす。

こうした観点から、総合科学技術会議は、「中間まとめ」において、先端医療技術の特許化について提言した。具体的には、遺伝子工学、細胞工学、発生工学等の先端医療技術を利用して、患者の幹細胞等から人工皮膚等の「生物由来製品」を作製する方法の発明は、自家の場合であっても、産業上の利用可能性があるものとして特許化すべきであると提言した¹⁵。「中間まとめ」は、また、特許が「医師が医師としての責務を遂行することに影響を及ぼさないように配慮した制度整備」の検討が必要であることも指摘した¹⁶。

¹⁵ 現行の制度と運用のもとでも、人工の皮膚・骨等の「生物由来製品」は、「物」の発明として特許可能である。また、これらの製品の生産方法も、一般に特許可能である。しかし、自己由来の幹細胞等を利用した生産方法の場合(自家の場合)は、「元の患者に戻すことを前提にしている」という理由で「医療行為」(人を手術、診断又は診断する方法)とみなされて、「医療行為は産業上利用することができない」という解釈により、結局のところ、特許を受けることができないとされる可能性がある。医療行為一般はともかくとして、少なくとも、自家の生物由来製品の作製方法は特許を受けることができるべきである、というのが総合科学技術会議の立場(「中間まとめ」の提言)である。

¹⁶ 医師の資格を有する者がベンチャーを立ち上げて他人の特許を侵害する形で事業を始めた場合

その後、経済産業省の産業構造審議会は医療 WG を設置し、医療行為関連発明の特許保護と特許権の効力制限のあり方について、法改正も視野に入れた審議を進めているところである。総合科学技術会議としては、その審議の結論を踏まえて、医療行為関連発明への特許権の付与に関する法改正と、審査体制の強化が早期に実現することを期待している。

中でも、自家を含む生物由来製品の加工・処理・生産等に係る発明等、先端医療技術に係る発明については、原則として「産業上の利用可能性がある発明」として特許されるべき発明であると考えられる。一方、医師の立場を保護するためには所要の法改正を早期に行うことが必要である。したがって、先端医療技術に係る発明については、直ちに具体的な措置（審査基準の改訂と、法改正の準備）が講じられるべきである。

(2) 情報通信分野における標準と特許

情報通信分野においては、国際標準がビジネスと直結するケースが多く、国際標準を支える特許が企業の競争力の重要な要素となっている。しかし、この分野で日本は劣勢である。例えば、携帯電話では、欧州・アジア諸国において欧州主導のGSM方式が標準に採用されている。

この現状の背景には政府の関与の違いを指摘することができる。米国の場合、ANSI(American National Standards Institute: 米国標準協会)が商務省 NIST(National Institute of Standards and Technology: 米国標準技術研究所)等の政府機関と緊密に連携し、財政支援も受けて、産業界としての標準化活動を推進している。欧州でも、CEN(欧州標準化委員会)、CENELEC(欧州電気標準化委員会)及び各国標準化機関において、欧州委員会と関係国政府の支援を受けた標準化活動が展開されている。また、研究開発段階から標準化を視野に入れた活動が行われていることが特筆される。

は別である。これは「医師が医師として責務を遂行する」場合に当たらない。

他方、日本では政府の支援と学界の参画がまだ少なく、日本発の標準の形成において遅れをとっている。また、研究開発活動と標準化活動の連携が不十分であると言われている。このため、結果として、日本の技術を国際標準として世界に普及させることが難しく、知的財産戦略においても日本企業が劣勢に立たされている。

このような状況を打開していくためには、国内外の標準化作業の場で、民間企業及び大学等が互いの連携を更に強化し、また政府もこれに積極的に関与することにより、国として統一した戦略のもとに標準化をリードしていくことが重要である。

また、近年、主に情報通信分野を中心として、ISO・IEC・ITU などのデジュール標準又は企業間協力によるフォーラム規格等¹⁷に基づいて、特定の技術・商品(MPEG-2、DVD など)に関する必須特許を複数の企業が持ち寄った仕組み(パテント・プール)が作られている。この仕組みは技術の標準化による特許権集積の利益と新技術標準の普及を実現するものとして、今後も更に進展していくことが予想される。他方、この仕組みにおいても、標準化や規格化後に第三者が関連特許を保有していることが判明する、若しくは合理的かつ非差別的(RAND: Reasonable and Non-discriminatory)な条件が一般的に採用されているものの、この条件の曖昧さから、積上げロイヤリティが高騰するなど問題も指摘されている。

この仕組み作りは基本的には、競争政策上のルールを踏まえつつ、民間企業の主体性のもとに進められるべきものであるが、政府においても、情報通信技術の普及と産業振興の観点から、部内における一層の連携を図りつつ、所要の環境整備を進める等、必要に応じた適切な関与のあり方について検討を深めることが求められる。

¹⁷ 公的なプロセスを経て策定される標準をデジュール標準と呼び、市場競争によって勝ち残った事実上の標準をデファクト標準と呼ぶ。近年、情報通信分野等においては、市場において決定されるデファクト標準の代わりにフォーラム規格やコンソーシアム規格と呼ばれる複数の企業から構成されるグループが策定する標準が一般化してきている。本報告書では、デジュール標準とフォーラム規

3. 知的財産専門家人材の養成等基盤整備

(1) 専門職大学院等

総合科学技術会議は「中間まとめ」において、知的財産の創造・保護・活用の「知的創造サイクル」に一貫して対応できる弁理士等の知的財産専門家の育成のために、知的財産を専門とする専門職大学院の設置及び法科大学院における知的財産教育の充実が進むことを期待するとした。

企業における知的財産戦略に携わる人材や大学等で生まれる研究成果を企業等に移転する人材にも、同様に、技術・特許・契約・ビジネス・海外法務等多岐にわたる知識が必要とされる。このような人材の養成のためにも、「文理融合」を特徴とする教育機関の設置・充実は必要である。

知的財産を専門とする専門職大学院の設置については、本年 11 月 22 日に改正学校教育法が成立したことによって法律上の枠組みは整った。今後は大学等の積極的な取り組みが待たれるところである。

同時に、政府においても、科学技術の研究成果の社会的活用を促進するためには知的財産の創造・保護・活用等に携わる優秀な専門家の存在が不可欠であるという観点から、このような人材を育成する知的財産専門職大学院の創設に向けた大学等の自主的取り組みを支援するための適切な方策について検討を行うべきである。

また、政府は、知的財産法に通じた弁護士等の法曹を養成する観点から、法科大学院の多様なカリキュラムに対応して、新しい司法試験において知的財産関連科目を選択科目とすることを検討するとともに、知的財産関連科目に重点を置いた法科大学院の設置を認める可能性についても検討を進めるべきである。

格等と呼ぶことにより、検討対象を明確化した。

(2) 迅速・的確な審査のための体制整備

科学技術の研究成果を最大限効果的に社会に生かしていくには、優れた発明を事業化のタイミングに適合して遅滞なくかつ的確に権利化し、保護することが重要である。このための審査体制を整備しておくことは、国家としての知的財産戦略の基盤である。

政府は現在、総合科学技術会議の「中間まとめ」及び知的財産戦略会議の定めた「知的財産戦略大綱」に基づいて、今後の三年間の特許戦略計画(仮称)を定める準備を行うとともに、それを可能とするための体制強化及び制度整備等(必要な審査官の確保、アウトソーシングの積極的活用、情報技術の一層の活用、早期審査の拡充、出願・審査請求構造の量から質への転換を促す制度に向けた制度整備¹⁸等)を進めているところであるが、総合科学技術会議としては、関係省庁がこの問題に一丸となって取り組むことを改めて要請する。

特に、世界一の特許出願件数を抱え、審査官の負担が急増している状況において、特許戦略を進めるためには、審査官の質のさらなる向上と同時にその増員が必要不可欠であって、早急にかつ継続的に審査官の増員を実現するための施策が講じられるべきである。

迅速かつ的確な審査の実現のために、産業界及び大学等において、特許の質に配慮した特許戦略が求められることはもちろんである。

¹⁸ 経済産業省の産業構造審議会知的財産政策部会では、出願人の事前調査にインセンティブを与える観点から、現在、料金体系の見直し(審査請求料金の増額と特許料金の減額)に向けた審議が行なわれている。

おわりに

知的財産の取得・保護・活用に関する国家戦略は、科学技術基本計画がその目的を達成するための前提である。国の資金に基づく科学技術の研究成果については、知識として内外に公開する一方、権利として機関がこれを管理し、産業界と連携して社会に活かすということが科学技術政策の前提にあるべきである。

この問題意識に基づいて、総合科学技術会議は、本年1月、知的財産戦略専門調査会の設置を決定し、本年3月より検討を開始した。本調査会の検討に基づく総合科学技術会議の「中間まとめ」の意見は、知的財産戦略会議を通じて、本年7月の「知的財産戦略大綱」として実を結んだ。今回の提言が「中間まとめ」の意見と一体のものとして、知的財産戦略本部の策定する「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に反映されることを期待する。

今般の知的財産基本法の制定と知的財産戦略本部の発足(平成15年予定)により、実行体制はほぼ整った。後は、政府、大学等、事業者、知的財産専門家等が一丸となって、知的財産創造立国の実現に向けた改革を断行することである。

総合科学技術会議は、知的財産戦略本部と連携して、上記推進計画の策定と実行に協力するとともに、科学技術の振興と発展の観点から、今後とも、知的財産戦略の推進に取り組んでいく予定である。

知的財産戦略専門調査会名簿

会長 井村 裕夫 総合科学技術会議議員
桑原 洋 同
吉川 弘之 同
吉野 浩行 同

(専門委員)

相澤 英孝 早稲田大学教授
秋草 直之 富士通株式会社代表取締役社長
荒井 寿光 日本貿易保険理事長
新井 賢一 東京大学医科学研究所所長
浮川 和宣 株式会社ジャストシステム代表取締役社長
江頭 邦雄 味の素株式会社取締役社長
江崎 正啓 トヨタ自動車株式会社知的財産部長
齊藤 博 専修大学教授
竹田 稔 弁護士
田中 信義 キヤノン株式会社常務取締役
中島 淳 弁理士
野間口 有 三菱電機株式会社代表取締役社長
廣瀬 全孝 産業技術総合研究所次世代半導体研究センター長
藤野 政彦 武田薬品工業株式会社取締役会長
松重 和美 京都大学教授
山本 貴史 株式会社先端科学技術インキュベーションセンター代表取締役社長

(別添)

知的財産戦略について
中間まとめ

平成 14 年 6 月 19 日

総合科学技術会議

目 次

はじめに	24
I. 国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用	26
1. 知的財産情報を活用した戦略的な研究開発	26
(1)知的財産情報の研究開発への利用	26
(2)知的財産情報と関連情報を融合したシステムの整備	27
(3)知的財産情報を活用した研究開発の推進	27
2. 研究開発成果の権利化・技術移転の促進	27
(1)特許出願・維持費用の確保(費用)	28
(2)知的財産の権利化・活用支援人材確保と体制整備(人材・体制)	29
(3)特許出願手続等の支援(手続)	30
(4)産業活力再生特別措置法第30条(日本版バイ・ドール条項)の適用の拡大	32
3. 産学官連携推進のための知的財産のあり方	33
(1)大学・公的研究機関における知的財産の取扱いの改善	33
(2)知的財産の権利化・移転の支援	34
4. 大学・公的研究機関が取り組むべき事項	36
II. 先端技術分野における知的財産の保護と活用	38
1. ライフサイエンス	38
(1)基礎から応用を見渡した適切な制度設計	38
(2)タンパク質の立体構造・機能解析の特許審査基準の国際調和等	39
(3)先端医療技術の特許化と関連する制度整備	40
(4)生命倫理に関わる知的財産のあり方	40
(5)利用関係の裁定実施権	41
(6)生物資源と知的財産のあり方	41

2. 情報通信	42
(1)法制の総合的な見直し.....	42
(2)国際標準の取得促進と機動的な特許審査	43
(3)インターネット上の国境を超えた知的財産侵害問題.....	43
(4)システム LSI の知的財産の保護	43
(5)優れたコンテンツ創出等への支援	44
Ⅲ. 知的財産関連人材の育成.....	45
1. 学校における知的財産教育の推進	45
2. 知的財産に関する専門家人材の育成.....	46
Ⅳ. 関連基盤の整備	47
1. 特許審査と知的財産訴訟	47
(1)迅速・的確な審査	47
(2)知的財産裁判の充実・迅速化	47
2. 著作権システムの充実.....	48
3. ノウハウ等の保護	49
4. 知的財産制度の国際的側面	49
5. 知的財産基本法	50
知的財産戦略専門調査会名簿.....	51

はじめに

《 科学技術システムへの知的創造サイクルの活用 》

科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)は、我が国が目指すべき国の姿と科学技術政策の理念を「新しい知の創造」、「知による活力の創出」、「知による豊かな社会の創生」とにまとめ、その国家理念を実現するために、先端技術分野等を中心に政府の研究開発投資を拡充することにより、優れた研究開発成果の創出に努めるとともに、その成果の保護・活用のための科学技術システムを改革することを定めている。

政府の研究開発投資の拡充に対応して、「知」の創造とその産業的活用を効果的に実現するには、国の科学技術システムにも、個人の意欲と市場の競争に基礎を置く知的財産制度のメカニズムである知的創造サイクルを活用することが有効である。第一に、知的財産制度のインセンティブ機能が研究者の創造意欲を更に高めることが期待されるからであり、第二に、研究成果が知的財産として法的に保護されることにより研究成果の事業化等の産業的活用が促進されるからである。

《 大学・公的研究機関における知的財産活用の体制等の整備 》

国の科学技術の振興に知的創造サイクルを活用し、研究成果の事業化を効率的に進める上で重要なことは、大学・公的研究機関における研究開発のテーマ設定からその成果の実用化に至るまでの幅広い段階において適切な産学官連携を進めることである。そのためには、特に、大学・公的研究機関において、知的財産重視の気風を醸成し、そのための手続、体制等を整備し、人材を配置し、もって当該機関が主体的に知的財産を活用することができる環境を整えることが必要である。また、企業においても、知的財産とされた研究開発の成果を活用すべく、意識の醸成、人材の配置、体制の整備等を行い、積極的な対応を図ることが必要である。

《 技術革新に対応した知的財産制度の見直し 》

その一方で、国の科学技術システムに基づく研究開発の成果を知的財産という「国富」として最大化することができるように、知的財産制度とその運用を常に点検し、急速な技術革新等の環境変化に対応して機動的に見直しをする戦略的視点も必要である。特に、国の研究開発資金が重点的に投入されるライフサイエンス等先端技術分野を中心に、知的財産保護のあり方を産学官あげて戦略的に設計することは急務の課題である。

《 先導的・戦略的な知的財産戦略への転換 》

今後の我が国の知的財産戦略の課題は多岐にわたるが、その戦略の基本的な方向としては、米国の知的財産政策への追随あるいは米国企業の特許攻勢からの防衛という受身的な姿勢から脱却し、科学技術の革新による「知」の創造と活用により国際経済の安定的発展と世界の人々の生活の質の向上に貢献し、国際的地位にふさわしい国の姿を実現することを目指して、「知」の国際競争に勝ち抜いていくという先導的・戦略的姿勢に転換することが肝要である。

「知」の国際競争とは、限られた資源の国家間の奪い合いではなく、人の創造力という無限の資源に基づく競い合いである。また、知的財産制度とは、「知」の独占のためにあるのではなく、「知」の創造の競争を促し、その社会的活用を図るためにある。このような「知」の創造と活用のための公共政策としての知的財産制度を世界の各国が整備することにより、「知」とそれに基づく財やサービスが国境を越えて流通し、それを通じて途上国の発展や世界経済の活性化に寄与することができる。

このように、科学技術の革新により「知のフロンティア」が限りなく拡大する中で、我が国の科学技術のポテンシャルを現実の産業競争力に反映し、国際経済の安定的発展に貢献することを目標として、独創的な発明の創造と活用を支援する知的財産政策を推進することは、今後の我が国にとって最も重要な国家戦略の1つである。

I. 国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用

5年間の政府研究開発投資の総額規模を約24兆円とする際に、これに見合った成果をあげるためには、知的財産を戦略的に確保し、活用することが必要である。

知的財産の創出に向けた活動は、研究開発の立案段階から始まる。より効果的な投資を行うため、研究開発現場における課題の選定から実施、評価に至る過程において、知的財産情報の活用が望まれる。また、大学・公的研究機関においては、研究成果を社会に還元するため、研究成果の権利化と活用に積極的に取り組むことが求められる。特に、こうした機関において生まれた研究成果の活用を図るため、産学官連携の推進に向けた取り組みが必要である。

政府は、こうした大学・公的研究機関の活動を支えるべく、①費用、②人材・体制、③手続の面で抜本的な改善を図ることが必要である。

1. 知的財産情報を活用した戦略的な研究開発

研究開発現場において、研究課題の選定、実施及び評価の各段階で知的財産情報を活用し、効果的に研究開発を行うことが重要である。特に、特許情報は権利情報であると同時に、技術情報としても重要な情報である。そこで、特許情報等の知的財産情報を活用するための仕組みを整え、環境を整備することが必要である。

(1)知的財産情報の研究開発への利用

- 大学・公的研究機関及び産業界においては、研究開発の実施段階でも、現場の研究者がより一層特許情報を効果的に活用できるように、特許情報の検索のためのシステムを整備することとする。同時に、特許情報活用のための情報を研究者に提供することも必要である。

(2)知的財産情報と関連情報を融合したシステムの整備

- 研究開発を進める上で知的財産情報の活用を促進する観点から、研究者が特許文献を参考文献として利用できるように検索環境を整備する。さらに、論文等を検索するためのシステムと特許検索システムをリンクすることにより、研究者が特許情報とそれに関連した技術情報を容易に検索できるシステムを整備する。

(3)知的財産情報を活用した研究開発の推進

- 総合科学技術会議及び科学技術政策関連府省は、国内外の特許情報を活用する。特に、「分野別推進戦略」(平成 13 年 9 月)の見直しなど、研究開発の重点課題の具体的選定に当たっては、研究者の自由な発想と基礎科学研究の重要性にも配慮しつつ、特許情報(権利情報)から見た研究成果の産業化可能性等も視野に入れることとし、もって、研究開発の「選択と集中」を図る。
- このような目的のために、総合科学技術会議等と特許庁は、知的財産情報の活用に関し、連携を強化する。また、必要に応じて、民間シンクタンク等による知的財産情報の調査・分析等も有効に活用すべきである。

2 . 研究開発成果の権利化・技術移転の促進

大学・公的研究機関における研究成果の社会還元的手段として、特許と論文は対立関係にあるものではない。特許と論文は、同様に重要である。特許は、発明の実施を促し、産業の創出と雇用の拡大をもたらす点で、社会貢献の手段となる。そのため、大学・公的研究機関は、研究成果の権利化と活用に積極的に取り組むことが必要である。また、大学・公的研究機関の研究者には、特許の重要性をよく自覚し、研究成果の権利化とその活用に積極的に取り組むことが求められる。

かかる大学・公的研究機関の特許の公益的使命から、政府は、大学・公的研究機関の研究者が特許を漏れなく、無駄なく出願することができるように、①費用、②人材・体制、③手続の面で抜本的な改善を図ることが必要である。あわせて、研究開発成果の活用を促進するために、産業活力再生特別措置法第 30 条（いわゆる日本版バイ・ドール条項）の適用拡大などが必要である。

(1)特許出願・維持費用の確保(費用)

《国内外への特許出願・維持費用の確保》

- 大学・公的研究機関において生まれた発明については、TLO を活用すること等も含めて、原則、機関帰属（国立大学については法人化にあわせて実施）とすることとし、政府は、特許出願の明細書作成費用・弁理士費用、更に翻訳費用を含む海外出願・国際出願（PCT 出願）の費用、特許維持費用等を大学・公的研究機関・TLO が手当てできるよう、必要十分な予算を確保する。
- その際、国内特許出願のみでは、将来ライセンスを受ける者にとって、国際戦略上、不十分であることをも勘案し、必要と評価されるものは海外への特許出願を手当てすることが必要である。
- あわせて、研究開発の時期と特許関連費用の支払い時期は数年ずれることから、必要な特許関連費用の予算措置のあり方を検討する。
- また、国立大学の法人化前であっても、TLOを活用すること等により個人帰属の特許活用を図ることとし、その際、近年、特に問題となっている海外出願・国際出願（PCT出願）に関する費用についても早急に対応を図る。
- 私立大学における特許関連費用についても、国の資金に基づく研究開発の成果の特許化については、可能なかぎり、予算措置を講ずる方向で検討を進める。

《適切な評価・検討体制の整備》

- 大学・公的研究機関においては、費用の組織負担にともない、コスト意識のない出願の増大等が起きることがないように適切な評価体制を整備することが必要である。また、どの国に特許出願すべきかという検討を含めた特許出願から維持に至る検討体制の整備も必要である。一方、いたずらに厳密な評価・検討手続が研究者の出願意欲や迅速で柔軟な活動を妨げることがないように配慮することも必要である。

《大学等に対する特許関連費用の取扱い》

- 独立行政法人化する研究開発型特殊法人や法人化後の国立大学に係る適切な特許関連費用のあり方について、既存の独立行政法人に係る特許関連費用の取扱いも含めて検討する。

(2)知的財産の権利化・活用支援人材確保と体制整備(人材・体制)

《知的財産の権利化支援人材の適正配置と体制整備》

- 研究機関においては、科学技術とビジネスと知的財産に明るい人材(コーディネーター等)を研究者の身近に適正配置するよう努める。
- 研究開発の実施段階から知的財産の発掘・権利化支援を行うため、大学・公的研究機関は、弁理士・民間の専門家を活用する(文部科学省・特許庁が実施する専門家派遣支援事業を活用する)などして、知的財産管理機能を有する組織体制を主体的に整備する。その整備を政府は支援する。
- 法人化後の国立大学等におけるTLO活動が硬直的な対応とならないよう弾力的、機動的な活動とするため、専門家を活用し、民間の活力を生かした組織設計を検討する。

《事務職員等の知的財産管理能力の向上》

- 研究者の知的財産に対する理解と意識の向上を図り、事務職員等の

知的財産管理能力を高めるために、知的財産に関する各種セミナー等により啓蒙活動を行う。

《知的財産を評価指標に採用》

- 大学・公的研究機関においては、研究者の評価の際に特許を評価指標の一つにすることについて検討が必要である。その際、特許の活用状況等特許の内容について評価することが必要である。

《技術移転事業専門家、創業支援人材の確保》

- TLOの技術移転及び創業支援機能の強化のために、技術移転事業専門家のさらなる確保及び大学発ベンチャーの創業支援を担う人材のさらなる確保を図る。

《大学・公的研究機関における技術移転情報等の発信機能の強化》

- 大学・公的研究機関は、開放特許情報を含む技術移転情報等の研究成果を広く発信する機能を強化する。また、技術移転の際の研究者による技術指導や相談機能を強化する。

《技術移転の人及び情報のネットワーク化の促進》

- 大学・公的研究機関は、民間を含む TLO 等と連携・協力して、技術移転に関する人及び情報のネットワーク化を進め、技術移転の活性化を図る。

(3)特許出願手続等の支援(手続)

《研究者への出願書類作成負担の軽減》

- 大学・公的研究機関の研究者の出願書類作成負担を軽減するため、論文形式の仮出願制度の導入を求める声の一部にある。しかし、この制度はそもそも先発明主義の米国において独特な制度であって、これを我が国で導入するには先願主義の理念との整合性等の観点から慎重に検討する必要がある。一方で、研究者の出願書類作成負担を軽減するために、TLOの活用又は支援体制の充実を図る。

《早期出願》

- 大学・公的研究機関の研究者は、論文発表の前に、権利関係の所要の調査を行い、迅速な特許出願を行うことが重要である。
- また、先発明主義をとる米国での特許の取得を意識しつつ、日頃から実験ノート等の的確な記録に努め、あわせて、第三者による確認を得ておくことも重要である。

《グレースピリオド》

- グレースピリオド(論文発表が自己の発明の新規性を失わせないための出願猶予期間)については、我が国の場合、6か月であり、その対象は学会等における発表だけでなく、大学における発表(大学への適用は平成13年12月より)にも適用されている。これにより、自己の論文発表で自己の出願の新規性等を失うことはないが、その間の他者の出願を排除することはできないので、早期出願は重要である。
- また、欧州では適用範囲が博覧会における発表等に限定されており、日本国内の大学等における発表で自己の欧州出願の新規性等を失うことがある。このために、大学・公的研究機関の研究者は、欧州で特許を取得する場合、十分な注意を払うことが必要である。
- 政府においては、グレースピリオドの期間及び適用対象・条件等に関する国際的な調和を追求する。

《「早期審査」の周知徹底》

- 大学・公的研究機関、中小企業等に特に認められた特許出願の「早期審査」の手續等については、その周知徹底を図る。

(4)産業活力再生特別措置法第 30 条(日本版バイ・ドール条項)の適用の 拡大

《日本版バイ・ドール条項を全ての委託研究開発制度に適用》

- 知的財産の戦略的権利化、事業の促進を図るため、国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属することが出来るという、産業活力再生特別措置法第 30 条(いわゆる日本版バイ・ドール条項)を平成 14 年度中に、各省庁の全ての委託研究開発制度に適用する。

《日本版バイ・ドール条項の適用範囲の拡大と米国並の運用の導入》

- あわせて、米国バイ・ドール条項(米国特許法第 200 条)が産学官連携の促進など、競争力強化に向けたプロパテント政策として大きな役割を果たしたことに鑑み、日本版バイ・ドール条項が我が国においても産学官連携の促進に更なる効果を発揮できるよう、次の措置について検討する。

- 国立大学の法人化後においては、日本版バイ・ドール条項の適用により、大学への知的財産権の帰属を促進し、大学における特許等の一元管理と活用の促進を図る。
- 委託研究を除くソフトウェアの開発事業(政府の情報システム整備に関わるソフトウェア請負開発など)について、その成果物に伴う知的財産権の帰属について、民間等における契約慣行等を踏まえつつ必要な措置が講じられるようにする。
- 米国バイ・ドール条項(米国特許法第 200 条以下)には、国内生産者重視の立場から、「権利者が使用・販売のための独占的ライセンスを海外で製品を生産する第三者に付与することについて、各省が審査を行う」旨の規定¹があるが、その運用状況を見ながら、我が国もこれに準じた仕組みを導入する。

¹権利者本人が海外で製品を生産して米国内で販売することに制約はない。

3 . 産学官連携推進のための知的財産のあり方

大学・公的研究機関は、産学官連携・特許情報の分析等を通じて産業界のニーズを把握し、そのニーズをも踏まえた研究開発を推進することが必要である。そのため、科学技術基本計画(平成 13 年 3 月)が述べているように、特許等の知的財産を個人帰属から機関の管理に転換することによる活用促進を進める。また、研究資金の獲得や発明者へのインセンティブなどの観点とともに、機関で生まれた研究成果の活用を通じた社会への積極的貢献という観点から、知的財産の活用に努める必要がある。

同時に、大学・公的研究機関の知的財産権を活用してビジネスを展開する企業は、機関が所有する知的財産権の情報に主体的にアプローチするなど、機関との連携をより積極的に進める必要がある。

(1)大学・公的研究機関における知的財産の取扱いの改善

《発明規程の整備》

- 特許等の知的財産を個人帰属から機関の管理に転換するに当たって、権利を機関へ帰属させるための手続等を定めた発明規程を整備する。
- その際、発明者(研究者)が機関に権利を譲渡・移転することの代償に十分な経済的利益の配分を受けられることができるように配慮する。

《研究マテリアルに関する帰属》

- 大学・公的研究機関で創出される有形の研究マテリアル(たとえば、微生物、実験動物等)にかかる権利の帰属、移転、利益配分、その他の取扱いについても、文部科学省の「研究開発成果の取扱いに関する検討会」において本年 5 月にとりまとめられた検討結果などを参考にしてこれを定める。

《共同研究の成果の取扱い》

- 共同研究等を行う際など、ノウハウ等の流出が起こらないよう明確な内部規程を整備するとともに、契約の徹底や意識の改革に努める。
- 共同研究等の開始に当たっては、研究成果の取扱いを含め、当事者の意志を尊重して弾力的な契約が出来るようにする。また、共同研究等に必要の人材を適切に編成するマネジメントを行えるよう体制・制度の整備を進める。

《学生等の発明》

- 研究現場における「発明」がしばしば教員・学生等の共同作業でなされるために、発明者の特定における混乱が懸念される。「特許法上の発明者はだれか」という問題について、政府は、関連条項の学説や判例・諸外国の状況等について調査・検討を行うとともに、大学・公的研究機関内においても発明者の明確化に努める。
- 学生による発明又は学生と教員等による共同発明の権利の帰属については、その発明又は共同発明が企業との共同研究や政府のプロジェクトにおいて、学生が研究者又は研究支援者として雇用されている等特定の状況のもとで創造された場合にあっては、民法90条（「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす」）の規定に配慮しつつ、当事者間（学生と大学の間）の契約等に基づいて機関帰属とすることを原則とする方向で検討を進める。

(2)知的財産の権利化・移転の支援

《民間から国への委託研究成果の取扱いの柔軟性確保》

- 現在、民間から国への委託研究の成果の取扱いについては、民間の持分を2分の1まで譲与できると決められているが、今後、成果の取扱いの柔軟性を確保するため、当事者間の契約に委ねる方向で検討する。検討に当たり、国の研究機関の知的財産関連の契約能力・管理能力の向上（民間人材の活用を含む）を図ることが必要である。

《大学・公的研究機関のインセンティブとなる資源配分の方法》

- 大学・公的研究機関において、知的財産の普及、活用に係るインセンティブが付与できる仕組みとなるよう、特許権等の実施料収入の機関への適切配分について検討するとともに、機関の特性を踏まえて、特許権等の取得・活用状況を評価し、その結果を適切に反映した重点的な資源配分方法について検討する。

《知的財産の事業化に向けた支援》

- 大学・公的研究機関が自らの知的財産権の事業化・企業化を通じて、その成果の産業的活用を円滑に推進できるよう、これらの機関からの起業支援・技術移転支援型企業及び研究開発型企業へ知的財産権の現物出資等ができる制度について検討する。

《国有特許の譲渡ルールの簡素化》

- 企業・TLO に対する国有特許等の譲渡及び専用実施権の設定による活用とその拡大、並びに国有特許等の「適正な対価」の解釈の緩和など、譲渡ルールの簡素化を検討する。

《TLOの機能強化》

- 大学・公的研究機関における研究成果のさらなる産業界への移転促進の観点から、実用化研究や情報提供を通じたTLOの産学のニーズとシーズのマッチング機能を強化する。さらに、TLOの設置を促進する。
- 効率的で適正な技術移転システムを構築するために、技術移転機関等が特許等を信託として扱うこと等について検討する。

《シーズとニーズのマッチングを図る場の設定》

- 大学・公的研究機関の技術シーズと産業界ニーズとのマッチングを強化するため、双方の関係者が一堂に会する場の設定を推進する。また、インターネット等を活用したマッチングシステムについても推進する。

《大学発ベンチャー等の中小企業に対する海外出願支援》

- 大学発ベンチャーを含む中小企業の国内出願については一定の減免措置が講じられているが、海外出願・PCT 出願を促進する支援策についても包括的に検討する。

4 . 大学・公的研究機関が取り組むべき事項

本章の「国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用」における提言等のうち、大学・公的研究機関が知的財産に関して取り組むべき事項をまとめると以下のとおりである。

「大学・公的研究機関が知的財産に関して取り組むべき「10」の事項」

- (1) 研究者の自由な発想にも配慮しつつ、特許情報を活用して、戦略的に研究開発を実施するとともに、特許の活用状況等特許の内容を評価指標の1つとすること。
- (2) 研究者に特許の重要性を自覚させ、論文発表の前に権利関係の調査を行い、迅速な特許出願による研究成果の権利化とその活用に対する積極的な取組みを促すこと。
- (3) 研究成果の活用を促進するため、発明規程を定め、特許等の知的財産権について、研究者の個人帰属から、大学・公的研究機関の機関帰属へ転換を図ること。その際、研究者への十分な還元を定めること。
- (4) 研究の過程で作成・取得された研究成果物（研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品等）について、機関帰属とする方向で規程を整備し、適切な管理と活用を図ること。

- (5) 営業秘密の保護について、内部規程を定め、契約の徹底や意識改革を図ること。
- (6) 共同研究等の開始の際に締結する契約に当たって、研究成果の取扱いを含め、当事者の意志を尊重して弾力的な運用ができるようにすること。
- (7) 予算措置による支援等を活用しつつ、研究成果に対する国内外での権利取得を促進すること。
- (8) 研究開発成果の適切な権利化、管理、活用の促進のため、専門人材の配置など組織体制を整備すること。
- (9) 定期的な研修の実施等により、知的財産権等の研究成果の取扱いに関し、事務職員、研究者等の能力の向上を図ること。また、必要に応じ、民間の専門家の活用等を図ること。
- (10) 開放特許情報を含む技術移転情報など研究成果を広く発信する機能を強化すること。

II. 先端技術分野における知的財産の保護と活用

先端技術分野における知的財産法制改革の重点の1つは、「先行者優位の制度設計」によるフロントランナーのインセンティブの増大にある。

先端技術分野においては、欧米法制や国際条約²等との整合性にも留意しつつ、我が国の科学技術分野の強みを競争力の強化に結び付けることができるような知的財産システムを設計することが重要である。また、急速に変化する新領域について、適切な制度設計を機動的に行うことができるように、産学官の連携体制を整えることが必要である。

また、制度の実効を高めるため、先端技術分野の専門家人材（審査官・弁理士等）の育成・研修による確保が必要である（具体的には、Ⅲ．に記述）。特に、ライフサイエンス・IT の分野では、専門の弁理士・弁護士が少ないという指摘が多い。あわせて、先端技術分野における中小・ベンチャー企業の知的財産活動の支援強化（人材育成、費用優遇、弁理士派遣、技術移転の促進など）を図ることが必要である。

1. ライフサイエンス

(1)基礎から応用を見渡した適切な制度設計

《産学官連携による制度設計の検討》

- ゲノム情報については情報の流通・研究の自由に配慮し、ゲノム創薬については排他権を重視するというように、基礎研究から産業化までの全過程を見通した制度設計の中で、先端技術の動向を踏まえた知的財産の適切な付与等を進める。そのため、産学官の密接な連携に基づく戦略的な検討体制を構築する。

² WTO の TRIPS 協定は内外無差別の一般原則を定めるほか、特許については、技術分野別差別の禁止を定めている。このため、我が国企業の利益の最大化だけを考慮して、特定の技術分野だけに特定のルールを導入することはできない。しかし、TRIPS 協定は最低限の保護水準を定めた国際規範であると理解されているので、特許保護の技術的範囲を拡大することについては TRIPS 協定に違反するとはされていない。

- 基礎研究と産業化の中間段階において、研究成果の有用性の証明 (Proof of Principle) という重要な役割を大学発ベンチャー等が果たし得るところであるが、そのようなベンチャー等が有用性の未知である領域にチャレンジするリスクを軽減し、新産業創出を支援する観点から、当該中間領域に係る知的成果物 (例えば、タンパク質立体構造・機能解析等関連技術、再生医療関連技術など) の増大を図るとともに、その保護を図ることが必要である。

《審査基準の国際調和》

- 研究段階で使用される遺伝子特許等 (いわゆるリサーチツール特許) の保護については、当該上流特許の発明のインセンティブを失うことがないように留意しつつ、下流の研究開発及び産業の発展が阻害されることのないように、審査基準の国際調和等適切な環境整備を図る。

《医療分野の知的財産に関する関係者の理解の増進》

- 医療分野の知的財産の制度設計にあたり、医療制度や医療倫理に与える影響について、適切な配慮が必要である。同時に、医療分野の知的財産保護の拡充は、医療技術の革新を促し、医療分野における国民の生活の質 (Quality of Life) の向上に寄与することができるというポジティブな効果について、一般の人々や医療関係者等の理解を深める必要がある。

(2)タンパク質の立体構造・機能解析の特許審査基準の国際調和等

《審査基準の明確化・国際調和》

- 構造ゲノムプロジェクトの進展等により、タンパク質の立体構造・機能の解明が進展している。特許庁は、研究者・技術者及び産業界との連携を密にして、技術動向を展望しつつ、先を見越した審査基準の改訂 (明確化) に努めるとともに、先進国間の国際調和を早期に図る。

《事例集の作成・公開》

- 特許庁においては、審査事例集を早期に作成・公開する。

《国際協力における知的財産の確保》

- 大学・公的研究機関は、国際協力の枠組みで進める計画における成果の共有化等について、知的財産権の確保の視点からの取組みが重要である。

(3)先端医療技術の特許化と関連する制度整備

- 遺伝子治療、細胞治療、再生医療など先端医療分野における技術革新とともに、当該先端医療に係る一部のプロセス（遺伝子・細胞処理、人工皮膚の作成など生物由来製品の生産等）が医師以外の者（大学発ベンチャー等）により担われる傾向にある。また、これらの加工・処理された生物由来の製品については、医薬品又は医療機器として当局の製造承認を得る事例も今後増えていくことが予想される。
- このような医療を取り巻く環境の変化の中で、先端医療分野の技術革新の推進と新産業創出を進める観点から、上記のような生物由来製品の加工・処理・生産等に係る医療関連発明について特許化を図る。この際、医師が医師としての義務を遂行することに影響を及ぼさないように配慮した制度整備を検討する。

(4)生命倫理に関わる知的財産のあり方

- 我が国では諸外国と同様に、「公の秩序・善良の風俗（公序良俗）を害するおそれがある発明については特許を受けることができない」とされている（特許法32条）。何が公序良俗に反する発明であるかについて、具体的な審査基準はないが、運用上、社会通念として明らかに公序良俗を害するものが対象とされている³。クローン技術の分野でいえば、人ク

³ 中山信弘「工業所有権法（上）特許法第2版」（弘文堂、1998年）第143-149頁参照。中山教授は「仮に発明の実施が公序良俗に反することを理由に同条を適用するとしても、公序良俗に反することが明白で、かつ害する以外に活用できないことが明白な事例のみが不特許になると解するべきであろう」としている。

ローン個体自体あるいは同生成方法の発明は公序良俗を害する⁴おそれがあるものとして扱われている。

- 欧州⁵で公序良俗に反するものとして扱われている「ヒトの胚の産業的・商業的利用」などを我が国でどう扱うかについては、総合科学技術会議生命倫理専門調査会でヒト胚の取扱いを中心に鋭意検討が行われているところであり、こうした検討を踏まえた対応が必要である。

(5)利用関係の裁定実施権

- バイオテクノロジー分野等の国内産業の発展の観点から、1994年の日米合意に基づく「利用関係の裁定実施権の制限」⁶について、その見直しを求める意見がある。
- 本件については、日米合意の重要性等に配慮しつつ、競争政策上の観点から論点を検討する。

(6)生物資源と知的財産のあり方

- 生物多様性条約(1993年発効)が生物資源に関する国家主権を認めたことに基づいて、生物資源が豊富な国々は生物資源へのアクセスを規制する国内法を整備し、生物資源を利用する先進国の企業に対して、

⁴ 「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成十二年法律第百四十六号)により、人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植が禁止されているとともに、人クローン胚等及び人クローン胚等に類似の胚(特定胚)の適正な取扱いが求められている。

⁵ バイオテクノロジーの法的保護に関する欧州規則(1998年7月公布)の第6条は、公序良俗に反する発明として、以下のものを例示している。(a)ヒトのクローニングの方法、(b)ヒトの生殖細胞の遺伝的同一性を改変する方法、(c)ヒトの胚の産業的又は商業的利用、(d)人間又は動物に何の医学的利益を与えることなく、動物を苦しめるような方法で動物の遺伝的同一性を改変する方法及びその方法により得られた動物。

⁶ 特許法92条は、他人の特許(基本特許)を利用することなしに自己の特許(下位概念の改良特許)を実施できないとき、ライセンス交渉が成立しないことを条件に、特許庁長官の裁定(強制ライセンスの設定)を求めることができることを定めている。日米合意は、92条の利用関係の裁定を「司法又は行政手続を経て、反競争的であると判断された慣行の是正又は公的・非商業的利用の許可以外には発動しない」ことを約束した。これは米国側の要求に基づく日本側措置の1つであるが、日本側は米国側に「サブマリン特許の是正」のために早期公開制度の導入などを約束させた経緯がある。

アクセスを認めることの代償に商業的利益の配分や知的財産の共有を求めようになっている。また、薬草に係る原住民の知識など、いわゆる「伝統的知識」についても、固有の法的保護を求める動きがある。

- 生物資源に乏しく、また資源収集において米欧に遅れをとる我が国として、今後のライフサイエンス分野の研究開発を推進するために、アジア諸国とも協調しつつ、国全体として生物資源の収集と利用のあり方はいかにあるべきかという問題について、今後、総合的な視野で調査・研究を行っていく必要がある。

2 . 情報通信

(1)法制の総合的な見直し

- 特許法等の知的財産法制は、基本的に「物」、すなわち有体物の形で流通する知的財産(発明等)を保護することを中心として創設されたものであるが、近年の累次の法改正と運用の見直しにより、インターネットを通じて流通するコンピュータ・プログラム等の「情報」に係る知的財産の保護にも適用可能なものとなっている。
- 今後とも、情報化時代・ブロードバンドの時代にふさわしい知的財産法制への改革に向けた検討を総合的に進めることが必要である。その見直しに当たり、我が国の企業がネットワークにつながる情報機器(ゲーム機、携帯インターネット機器、情報家電、デジタル TV、カーナビゲーションなど)やデジタルコンテンツ(ゲームソフト、携帯インターネットコンテンツなど)において相対的に強い国際競争力を持っていることを踏まえておくべきである。
- 知的財産関係の各法律の改正は各府省に委ねられるところ、総合科学技術会議としては、IT戦略本部との連携を図りつつ、IT 分野における科学技術の創造・活用の推進、競争力の強化、権利行使面における諸法

間の理念の整合性、国際的調和など、様々な要素を考慮に入れて、国全体としての総合的・戦略的視点から、調査・審議を行う。

(2)国際標準の取得促進と機動的な特許審査

- 情報通信分野においては、特に、国際規格・世界標準を目指した技術開発・知的財産創出への積極的な取り組みが必要となっている。国際標準化活動への参加に対し、産学官の連携の促進など時間・費用負担の支援を拡充する。
- 国際標準の獲得を目指した技術開発に係る特許出願の審査に当たっては、社会的ニーズを考慮に入れた機動的な審査を進めることが特に必要である。

(3)インターネット上の国境を超えた知的財産侵害問題

- 国境を越えた権利侵害に関する国際ルール(国際私法)については、ハーグ国際私法会議で条約交渉が開始されたものの、交渉は難航しているところである。この問題は国際的な電子商取引の拡大のためには重要な問題であり、我が国としても関心をもって対応していくこととし、インターネット関連の知的財産固有の問題(侵害の定義、侵害地の定義など)についても、産学官の協調のもとに検討を深める。

(4)システム LSI の知的財産の保護

- システム LSI のソフト的な設計資産(半導体 IP)の保護については、その設計を担うベンチャー等にインセンティブを与えることに留意しつつ、産業競争力の強化の観点から、必要な保護のあり方を検討する。
- デザイナー(半導体IPの設計者)・ユーザー(システムLSIの購入者)・ファウンドリー(受託生産者)の間で、効率的な「水平分業」ビジネスを実現するために、半導体IPの円滑な流通と活用の視点から、善意の利用

者の救済も含めて、ビジネス・ルール等の整備や法制度のあり方について検討を行う必要がある。

(5)優れたコンテンツ創出等への支援

- 放送番組・映画を始めアニメーションやコンピュータ・グラフィックスなどの優れたコンテンツ創出などに対して支援する必要がある。

Ⅲ. 知的財産関連人材の育成

知的財産の創造と活用を担うのは人である。今後、我が国が創造的な研究成果を生み出し、その活用を進めていくには、前述した先端技術分野等における科学技術システムと知的財産システムの改革にあわせて、それを担う専門家として、①企業における知的財産管理や技術経営の分かる専門家、②大学・公的研究機関における技術と知的財産法制が分かる専門家、③弁理士・弁護士等の知的財産に強い専門家の育成を国として戦略的に進める必要がある。

また、ビジネスセンスを持った技術系人材を育成する観点から、大学・公的研究機関と産業界とが一体となった取組みを推進するとともに、大学、行政、企業間の人材の流動性を高め、専門家人材の最適配分を行うべきである。

1. 学校における知的財産教育の推進

- 今後の教育では、知的財産の創造を促す取組みを推進すべきである。
- 初等教育の段階では、「創造への知的好奇心の誘発」、「創造性尊重」を重点とし、中等教育以降の段階で、初歩的な知的財産制度教育を進めるべきである。
- 大学等の段階では、特に理系学生に知的財産に関する基礎知識(IPリテラシー)を教育するために、大学等はカリキュラムを充実することが求められる。特に研究開発成果の特許化、発明等に関する知的財産教育に重点を置くことが求められる。この際、政府は、カリキュラムの作成、講師の派遣等により、大学等の主体的な取組みを支援する。

2 . 知的財産に関する専門家人材の育成

《知的財産に関する専門家を育成する大学院の設置》

- 知的財産の創造・保護・活用の「知的創造サイクル」に一貫して対応できる専門家・実務家の育成・充実が求められている。この要請に応えるため、知的財産の権利化実務を含む法律・技術等全般にわたる実務に携わる高度専門職業人を組織的に養成することを目的にする専門職大学院(仮称)の設置が進むことが期待される。

《法科大学院・司法試験における知的財産法関連科目の充実》

- 政府は、平成 16 年 4 月からの学生受入れ開始を目指している法科大学院において、各法科大学院が知的財産法関連科目を充実するなどにより、知的財産に強い法曹の養成を行うなど、法科大学院の創意工夫により、独自性・多様性が発揮されるような制度設計を行う。また、新しい司法試験においても、法科大学院の教育内容を踏まえ、知的財産法関連科目を選択科目とすることが必要である。

《知的財産等に精通した技術系人材の育成》

- 知的財産に関連する法律実務等において先端技術の知識が重要になっており、先端技術の分かる弁理士、法曹等を充実するため、専門職大学院(仮称)、法科大学院等での理系人材の積極的な受入れが期待される。また、知的財産を活用して大学発ベンチャーの創業や企業等の技術戦略を担う技術人材の育成を強化するため、大学等の教育機関と産業界とが一体となった起業家・経営人材育成の取組みを促進する。

《知的財産に関する関係者のネットワーク化の推進》

- ライフサイエンスやIT等先端技術と知的財産の関係、マクロ経済と知的財産政策の関係等、新時代にふさわしい知的財産のあり方について研究を深めるために、法学の一分野としての知的財産法から、法学・経済学・経営学・理学・工学・医学等にわたる融合的科学としての「知的財産学」の発展を目指して、全国関係者のネットワーク化を進めることについて検討する。

IV. 関連基盤の整備

上記の知的財産の確保、活用に向けた取組みを推進するとともに、その取組みをより一層効果的なものとするために、以下の諸施策の検討が進められる必要がある。

1. 特許審査と知的財産訴訟

(1)迅速・的確な審査

- 特許権は審査を経て権利として行使することができるので、審査は出願人の求めに応じて速やかに行うことが必要である。同時に、特許権は発明を業として実施する排他的独占権であるので、その審査は適正かつ的確に行うこともまた必要である。さらに、我が国の研究開発の成果が世界の主な国で権利化される必要もあることから、審査は国際的に見て遜色のない形で迅速・的確に行われることが重要である。
- 一方で、我が国は出願・審査請求件数とも、世界で最も多い。このような状況の中で、迅速・的確な審査を進めていくためには、特許審査官の確保等審査処理能力の増大、社会ニーズに応じた審査処理能力の適正な配分等機動的な審査、出願の質への転換を促すための所要の制度整備等の総合的な対策を進めていくことが必要である。その際、我が国の競争力を弱めることのないよう配慮することが必要である。

(2)知的財産裁判の充実・迅速化

- 特許権等知的財産をめぐる紛争が生じた場合、その早期解決は知的財産の実効性を確保するために不可欠である。そのために特許権等の有効性についての特許庁と裁判所の権限分配について、紛争の一回的解決を視野に入れた検討を行う必要がある。

- 東京・大阪両地方裁判所への特許侵害裁判の集約、高等裁判所の専門的処理体制の強化を推進し、更に、ノウハウ等の保護に配慮した証拠収集手続の拡充、著作者等の権利の実効性を確保するための損害賠償制度の強化、裁判所における知的財産分野の専門技術的知見を有する専門家の活用などについても、その実現に向けた検討を行うことが必要である。

2 . 著作権システムの充実

- 著作権は、論文、コンピュータ・プログラム、データベースなどの研究成果物について、登録が無くても保護される権利であり、世界の多くの国々において同時に保護されるものであって、研究活動にインセンティブを与える上でも、経済を活性化する上でも重要な制度である。
- 我が国における著作権の保護は、インターネットへ対応しているが、情報伝達手段等の発達・普及に伴う著作物等の創作手段・利用形態の変化・多様化等に対応し、適切な保護等をさらに進めることにより、創作者のインセンティブの確保を図ることが必要である。
- 著作物の創作時・流通時における契約システムが未発達であることから、権利者や利用条件等が曖昧となり、適切な保護や円滑な利用の促進に支障が生じるケースも指摘されている。このため、研究機関等においては、研究活動の成果物である論文、コンピュータ・プログラム、データベース等について、権利者や利用条件を明確にするための適切な契約システム・表示システム等を構築する努力を支援することが必要である。

3 . ノウハウ等の保護

- 企業においては、自社のノウハウのみならず、顧客のノウハウの取扱いも含めて、ノウハウ等の流出防止のために管理体制・内部規程等を整備・適正化する必要がある。特に、製造部門の現地化に伴う現地指導のための自主的なノウハウ等の持ち出しにおいては、自社に留めておくべきコア的ノウハウと持ち出し可能なノウハウとを事前に選別するなど、ノウハウ等の営業秘密の海外流出に特に注意する必要がある。
- 政府においては、ノウハウ等の保護制度の強化（民事・刑事の両面で）に向けた法的検討を行う必要がある。同時に、途上国におけるノウハウ等の営業秘密の保護強化に向け、相手国政府に対してノウハウ等の営業秘密の保護を図る制度整備を促す等の取組みを強化する必要がある。

4 . 知的財産制度の国際的側面

- 先端技術分野の審査基準等をはじめとした各国知的財産制度の調和、特に米国の先発主義など、我が国企業にとって負担の大きい不利な制度の是正を引き続き求めていくべきである。
- 出願人の海外出願コスト削減と、各特許庁の審査負担を合理的に軽減するために、世界特許システムの構築に向け、1つの国際出願で複数の国で特許をとる手続きを簡素化することができる WIPO の特許協力条約 (PCT) の改善や、先進国間の審査結果の相互活用などに積極的に取組み、特許制度の調和を図る必要がある。
- デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権保護のため、現在 WIPO で検討中の新条約の議論に積極的に参画し、インターネット上での著作物等の無断複製や送信行為を防ぐための権利や技術的保護手段に係る義務等を明らかにする必要がある。

- アジア諸国等における我が国特許・商標・著作権等の保護のために、WIPO の関連条約への加入・実施、並びに知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）の実施を働きかけるとともに、模倣品・海賊版対策の推進に取り組むべきである。

5 . 知的財産基本法

- 知的財産戦略は、我が国の産業競争力の強化、経済の活性化を果たすために重要であるとともに、幅広い範囲にまたがり、関係者も多いことから、関係府省が連携して計画的、総合的に知的財産政策を実施するために、知的財産基本法（仮称）の制定が必要である。

知的財産戦略専門調査会名簿

会長 井村 裕夫 総合科学技術会議議員
桑原 洋 同
吉川 弘之 同
吉野 浩行 同

(専門委員)

相澤 英孝 早稲田大学教授
秋草 直之 富士通株式会社代表取締役社長
荒井 寿光 日本貿易保険理事長
新井 賢一 東京大学医科学研究所所長
浮川 和宣 株式会社ジャストシステム代表取締役社長
江頭 邦雄 味の素株式会社取締役社長
江崎 正啓 トヨタ自動車株式会社知的財産部長
齊藤 博 専修大学教授
竹田 稔 弁護士
田中 信義 キヤノン株式会社常務取締役
中島 淳 弁理士
野間口 有 三菱電機株式会社代表取締役社長
廣瀬 全孝 産業技術総合研究所
次世代半導体研究センター長
藤野 政彦 武田薬品工業株式会社取締役会長
松重 和美 京都大学教授
山本 貴史 株式会社先端科学技術インキュベーションセンター
代表取締役社長